

3. プレ企画・シンポジウム

***** 《シンポジウム》 *****

轉型正義と台湾研究

Transitional Justice and Taiwan Studies

日時 2017年5月27日(土) 15:20-17:50

場所 京都大学稲盛財団記念館大会議室

司会・企画責任 : 三澤真美恵 (日本大学)・駒込 武 (京都大学)

基調報告 : 呉 豪人 (輔仁大学教授)

指定討論 : 北村嘉恵 (北海道大学)・森 宣雄 (同志社大学)

使用言語 : 日本語 (通訳なし)

【趣旨説明】

台湾では、この10年近くのあいだに「轉型正義 transitional justice」についてしばしば語られるようになってきた。

英語圏における transitional justice は、1980年代以降、中南米、東欧、南アフリカなどにおける独裁体制下の人権侵害を明るみに出し、克服するための概念として普及した。たとえ独裁者が政治の表舞台から姿を消したとしても、そのもとで形作られた社会構造や価値観がすぐに変化するわけではない。政治受難者にとって正義の実現は、過渡期において宙づりとされがちである。「轉型正義」は、こうした状況においてかつては「合法的」であり「正義」とされた行為も転換後の社会においては不正義にほかならないという観点から正義の更新を求めるものであり、犯罪被害の集団的な修復を図る「修復的司法 Restorative Justice」をめぐる実践とも重なりあう。

日本では一般的に「移行期(の)正義」と訳されるが、この訳語が原語のニュアンスを伝えているか微妙である。台湾民間真相與和解促進会は、「轉型正義」の内実として、3箇条をあげている。①政治的迫害を受けた者に正義をもたらし、肉体・生命・自由の損失について当事者あるいは遺族に賠償を実現すること、②迫害に従事した者に対して法的・道義的な責任を追及すること、③迫害にかかわる真相と歴史を明らかにすること、である。

「轉型正義」の追求は、それ自体として、政治的・倫理的な課題であるものの、「政治」を問い、「法」を問い、「歴史」を問うことは、その不可欠の構成要素である。

台湾社会における「轉型正義」の追求は、主に1945年以後のこと、とりわけ二二八事件と白色テロをめぐる展開されてきた。ただし、近年では、台湾先住少数民族(台湾原住民族)に対する「四百年の抑圧」を問う論もあらわれてきている。2016年11月に台北で開催された「模擬憲法法廷 轉型正義」では、帝国主義的な先占の法理と対立する「自然主権」の学説も念頭に置きつつ、先住民が求めている歴史的正義を扱うためには、台湾総督府や鄭成功政権による先住民虐殺も問題にしなければならないとした。そのプロセスにおいて人類学や歴史学や法学の研究成果を連動させるとともに、東アジア大の歴史構成が要請されることも明らかとされた。日本社会では「植民地支配責任論」という形で歴史的な不正義が問題とされてきたが、その試みを台湾社会における「轉型正義」の追求という課題とどのようにリンクさせていくことができるのかが問われているといえよう。

模擬法廷で台湾人権促進会代表として判事をつとめた呉豪人教授をパネリストにお迎えして、台湾における「轉型正義」をめぐる諸課題を確認するとともに、台湾先住民における正義の追求という課題にこたえうるような、東アジア大の歴史観を模索する場としたい。